

西糸島に 真鯛を 食べに行こう

秋の西糸島を楽しみませんか!!
姉子の浜で鳴く音聞けるかな

○ 設定日

9/5 (木)・11 (水)・15 (日)・21 (土)

申込はこちら

○ 旅行代金

5,900円 (大人・子ども同額)

○ 最小催行人数

12名

○ 代金に含まれるもの

※食事：有り 添乗員：有り バス会社：イトキューバス (小型orワゴン)



(昼食)



【行程】

筑前前原駅 (10:10) ~ 福ふくの里 ~ 白山神社 ~
二丈赤米センター ~ まむしの湯 (昼食) ~
カフェ・温浴施設 (右記より選択) ~ 姉子の浜 ~
加茂ゆらりんこ橋 ~ (15:10) 筑前前原駅



- ・お菓子と暮らしの物りた (カフェ)
- ・ぎゃらりふがく (カフェ)
- ・KoKocafe Itoshima (カフェ)
- ・まむしの湯 (温浴)

※温浴施設ご希望の方はタオルをご持参下さい

ご旅行条件(要約)

お申込みの前に、旅行条件、及び下記の案内事項をお読みください。
・団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
・他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。

●募集型企画旅行契約

この条件は一般社団法人糸島市観光協会(福岡県知事登録旅行業第地域-970号以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は各コースごとに記載されている条件及び当社旅行業務約募集型企画旅行契約の部によります。

- 旅行代金に含まれるもの・貸切バス代、昼食代、消費税。
- 旅行代金に含まれないもの・お客様の個人的に必要な費用は含まれません。

■旅行の申込み及び旅行契約の成立

(1) 協定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みください。申込金は一旅行代金「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います (ウェブ決済の場合は、ご旅行代金一括支払いとなります)。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要で (ウェブ決済の場合は申込書は不要です)。

(3) お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約の成立となります。

(4) 申込金(お一人様)は歴史政策パスツアーに記載した金額又は旅行代金の20%相当額(但し百円未満は切り捨て)となります。

個人情報取扱いについて

当社および下記一販売店」を記載の受託旅行業者(工旅行込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お名との間の連絡のために利用させていただくはか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等(主要な運送宿泊機関等については当ハンフレット記載の日程表及び別契約書面に記した日までにお送りする確定当面に記載されている)の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の新用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに行先の土産品店等のお客様の買物の便のために必要な範囲内、それら運送、宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お読みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

●お申し込みの取消について

- ① 旅行開始日の9日前から6日前までに解除した場合..... 旅行代金の20%
- ② 旅行開始日の5日前から前々日前までに解除した場合..... 旅行代金の30%
- ③ 旅行開始日の前日に解除した場合..... 旅行代金の40%
- ④ 旅行当日、不乗については払戻しはいたしません。
- ⑤ 旅行開始後及び無連絡の不参加の場合..... 旅行代金100%

●免責事項の場合、当社では趣の責は負いません。
※天災地変・同盟業、不可抗力、姿難、障害などお客様の故意又は過失によるものお客様の法令良俗に反する行為・運輸・宿泊等当社以外の員、以上それぞれの事由により生じた損害。※その他の事項については国土交通省許可の当社旅行約款によります。

■当社は運輸機関の状況及び天災地変、ストライキ、動等の事由により当旅行の内容が全部又は一部を変更、あるいは中止することがあります。
※道路事情により発着時が変更になる場合があります。※お申し込み後変更、お取り消しは必ず営業時間内お電話でご連絡ください。

■特別な配慮の申し出

お客様状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、指置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件書」の口。お申込み条件を確認のうえ、特別な配慮・指置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお印し出ください。

・この旅行条件は2024年8月1日を基準としております。

旅行主催：一般社団法人 糸島市観光協会

福岡県知事登録旅行業 第 地域-970号 〒819-1116
福岡県糸島市前原中央1-1-18

TEL：092-322-2098

営業時間：09：00～17：00

総合旅行業務取扱管理者：高田秀峰